

## 契約方法等の特記事項

- 1 業務期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。
- 2 「可燃ごみ搬送業務」は、アームロール車 5 台の調達費用、10 年間の可燃ごみ搬送に要するすべての運行経費を含めて積算した搬送量 1 トンあたりの単価契約とする。
- 3 前記の搬送単価は、「別紙可燃ごみ搬送業務経費積算表（税抜）皇后崎工場」によるものとし、概要は次のとおりとする。
  - (1) 「I 車両取得経費」は、アームロール車 5 台分の車両価格を 10 年間で割崩して算出した 1 年分の経費と「2 登録手続費用」から「7 リサイクル料金」までの車両取得に要する諸経費を 10 年間で割崩して算出した 1 年分の経費を合計した金額。
  - (2) 「II 経常経費」は、「1 運転手等経費から諸経費」までの 1 年分の経費。
  - (3) 「I 車両取得経費」と「II 経常経費」の合計を 1 年間の搬送予定量の 30,000 t で割崩して算出した単価を搬送単価とし、契約金額を算出する際の基本単価とする。
- 4 可燃ごみ搬送車両（アームロール車）5 台を契約開始日までに落札者が準備するものとする。なお、コンテナは組合が用意する。  
車両関係の仕様については、「ごみ搬送車車両仕様書」を参照すること。
- 5 契約金額は次のとおりとする。

(1) 皇后崎工場（北九州市八幡西区夕原町 2 番 1 号）	基本単価	
(2) 日明工場（北九州市小倉北区西港町 96 番地の 2）	基本単価	× 1.29
(3) 新門司工場（北九州市門司区新門司三丁目 7 9 番地）	基本単価	× 1.37

いずれも、計算後小数点以下を切り捨てた金額で契約する。
- 6 委託料の支払いは月払いとし、受託者の請求に基づき支払うものとする。  
請求は、当月の搬送場所別の重量と契約金額により算出される金額に、1.10（消費税相当額）を乗じた額とする。
- 7 落札者は、速やかにこの業務の委託契約を締結することとする。